

都市核のまちづくり

発行・お問い合わせ： 武蔵村山市 都市建設部 都市整備課
〒208-8501 武蔵村山市本町1-1-1 TEL (042)565-1111 (代表) fax (042) 565-0793

●はじめに・・・

「武蔵村山都市核土地区画整理事業」は、平成13年1月22日に事業計画決定され、本格的に事業のスタートを切ることになりました。そこで、都市整備課では、みなさんに事業の進捗状況などをお知らせするため、区画整理便り「都市核のまちづくり」を発行することにしました。今後も年1～2回の発行予定ですのでよろしくお願いいたします。

相談事務所をご利用下さい

市では、都市核地区内に区画整理個別相談事務所を設置しました。



所在地 武蔵村山市榎3-84-8
開催日 毎週 火・木曜日 (祝祭日は除く)
開催時間 午前10時～午後4時
電話番号 090-2539-4984
※つながらない時は都市整備課へ
042-565-1111 (内線282・283)

「区画整理ってなに？」という素朴な疑問がある方や、「説明会には行ったことはないけど、ちょっと話を聞いてみたい。」という方など、ぜひ、お気軽にお越し下さい。区画整理の専門家である(財)東京都新都市建設公社職員と市職員がお応えします。

また、今までどおり、市役所2階都市整備課やお電話でもご相談に応じます。

土地区画整理審議会を開催

土地区画整理審議会委員は、権利者の代表として選ばれ、都市核地区土地区画整理事業の重要な事項について審議していただきます。

昨年選出された都市核地区土地区画整理審議会委員は、次の方々です。

	氏 名	委員の種別
会長	指 田 貞 男	宅地所有権者
1	(有)みのべ建築設計事務所（代表取締役） 見 延 壽 昭	宅地所有権者
2	安 藤 正 芳	宅地所有権者
3	清 水 瑩 一	学識経験を有するもの
4	庄 司 要 一 郎	学識経験を有するもの
5	荻 野 一 三	宅地所有権者
6	波 多 野 重 男	宅地所有権者
7	乙 幡 英 次	宅地所有権者

また、これまでに土地区画整理審議会が3回開催されました。
主な内容は次のとおりです。

	開 催 日	主 な 内 容
第1回	平成13年 8月23日（木）	審議会の傍聴に関する要領
第2回	平成13年11月27日（火）	基準地積について
第3回	平成14年 2月19日（火）	評価員の選任について

第4回審議会を下記のとおり行う予定です。
傍聴もできますので、ぜひお越し下さい。
日時 8月28日（水）午後2時より
場所 個別相談事務所
議題 換地設計基準について



評価員を選任しました

評価員は、今後、換地設計や土地評価に関わる評価基準の策定等について、税務や不動産鑑定評価などの専門家の立場からご意見をいただくため、審議会の同意を得て、選任されるものです。

選任された方はつぎのとおりです。

氏名	経歴
伊豆元 英雄	税理士、武蔵村山市監査委員等
中 館 克 己	不動産鑑定士、東京国税局鑑定評価員等
阿 部 友 彌	武蔵村山市固定資産評価審査委員会委員

また、第1回評価委員会が下記のとおり行われました。

	開催日	主な内容
第1回	平成14年3月26日(火)	換地設計・評価の概要について



区画整理

Q & A

Q 家を新築したいのですが、建築の制限はありますか。

A 都市核地区内の土地は、①建物等の新築、増改築②区画形質の変更③5トン以上の物件の設置、堆積などをしようとする場合、都知事の許可が必要となり、3階建以上や地階を有する建物など、事業の移転に支障がある場合は許可されないことがあります。建築等される場合は、都市整備課にご相談下さい。

Q 現在、土地・家屋の売買等はできますか。

A 土地や家屋の売買等に制限はありません。しかし、土地の場合、移転の可能性、建築の制限、減歩負担、清算金等の権利義務等は、継承されます。これらの事情を知らずに、売買した後で争いとならないよう、事前に都市整備課にご相談下さい。

Q わたしの家は移転になりますか。いつ頃移転工事が始まりますか。

A 移転するかどうかは、「換地設計」により決まります。この換地設計の個別説明会は、平成16年度ごろに行う予定です。その後、仮換地指定し、順次に移転工事を行います。

今後の予定

